

務 税 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和5年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和6年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅、車庫、物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するため、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問してまいります。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

特定小型原動機付自転車

令和5年7月1日から、最高速度20キロメートル毎時以下の電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車は、従来の原動機付自転車と同様に軽自動車税（種別割）が課税され

ます。新たに購入した場合は標識番号（ナンバープレート）を交付します。販売証明書または譲渡証明書を持参し、役場税務課で手続き

をしてください。

なお、特定小型原動機付自転車の軽自動車税（種別割）は、年額2000円が課されます。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

大口町元気なまちづくり事業

縁結び、灯りに願いを…

2023 松江 水燈路

神在月

参加
作品募集

メイン開催日（9月23日（土）から10月15日（日）の土曜、日曜、祝日に松江城周辺に飾る行灯

皆さんの作品を行灯にして、松江水燈路の期間中に松江城周辺に飾らせていただきます。

ちぎり絵、絵手紙、書など城下町の雰囲気にあっただけであれば、テーマは自由です。個人でもグループでも参加できますが、ほかの作品と合わせて1基（4面）の行灯になります。

出品料 無料 ※作品返却不可
用紙サイズ 縦54cm×横37cm/枚
作品提出締切 7月31日（月）まで

主催 大口町NPO登録団体 チームGOGO大口

申込みおよび問合せ先 7月3日

（月）から、NPO法人まちねつと大口へお申し込みください。規定の用紙（和紙）をお渡しします。

月曜日から土曜日（祝日除く）

☎22-6642

※チームGOGO大口ではスタッフを募集しています。

